

業務委託設計書

設計	照合	課長補佐	課長
----	----	------	----

令和7年度	一般	7	一般会計	円	款	土木	公園墓園	公園墓園維持費	所屬	東区維持管理課	設計	7.1	提出	7.1	業務委託 請負 一般競争
	委託金額		東区内公園便所清掃業務		業務名称		東区内公園便所清掃業務		履行場所		東区内一円		工期		契約締結の日から令和8年3月31日まで

施工理由

本業務は、東区内の公園の便所を常に清潔にし、一般利用者に不快感を与えないよう維持するため、下記のとおり清掃等を行うものである。

設計概要

便所清掃

- B公便清掃 1式
- 輸送費 1式

委託金額 円 業務委託名 東区内公園便所清掃業務

(甲) 内 訊

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用	要
B公便清掃			式	1.000			第 1 号明細表参照	
輸送費			式	1.000			第 2 号明細表参照	
直接業務費計								
共通仮設費								
共通仮設費(率分)			式	1.000				
共通仮設費計								
純業務費計								
現場管理費			式	1.000				
業務原価計								
一般管理費			式	1.000				
一般管理費(契約保証費)			式	1.000				
業務価格計			式	1.000				

第 1 号

B公便清掃

明 細 表

内 訳										
工 種 ・ 名 称	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	適	要		
便所清掃		437.2㎡×156日	㎡	68,203			第 1 号代価表参照			
計										

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、東区内公園便所清掃業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務場所
別紙、公園便所清掃業務一覧表のとおり。
- 3 業務の実施日及び時間
 - (1) 業務の実施日は、原則として業務内容に定める清掃周期で行うこと。
 - (2) 作業時間は、各便所において5分以上とし、「5 清掃作業」に示す清掃が終わるまで作業をすること。
 - (3) 昼間に作業を行うこと。
条件等により、夜間作業を行う場合は発注者と協議すること。

4 業務の内容

この業務に係る実施数量は、次のとおりとする。

作業日は下表のとおりとし、B公便で行う清掃周期週3回については月・水・金曜日で見込んだ日数を計上しており、前記の見込み日が祝祭日となる場合は、翌日作業で計上している。

また、便所清掃が必要となった場合には発注者と協議の上、作業日を変更することがある。

清掃分類	対象便所数	清掃周期	延回数
B公便	46か所	1月1、2、3日と日曜・祝祭日を除く週3回	156回
計	46か所		

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
B公便	13	13	13	13	13	13	14	12	15	12	12	13	156回

5 清掃作業

清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。

- (1) 清掃作業中は、利用者に清掃中であることを知らせる表示板を掲げること。清掃作業中の利用希望については、可能な限り対応すること。
- (2) 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境とすること。
- (3) 便器・手洗器は必ず水洗いすること。汚物等が付着している場合は、薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。水洗い後は、水気を残さないよう拭き取ること。
- (4) 床はほうき等で掃き、ごみや砂等を除去する。特に汚れが激しい場合は、水洗いし、床に水気が残らないよう排水すること。
- (5) 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し水で洗い流すこと。洗い流した後は、水気が残らないよう拭き取ること。ただし、水をかけると支障のある内装仕上材が使用されている場所や電気BOX・蛍光灯等の付近は、水をかけずに雑巾等を使用し、目地等を傷めないように清掃すること。
- (6) 便器及び排水管に夾雑物の詰まりが生じた場合は、これを除去し洗浄すること。
なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (7) 扉・取手・鏡・棚・手摺・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン・バルブ等の汚れはタオル等で除

去すること。

- (8) 夾雑物・ゴミ等は、臭気のない状態にして搬出し、公園内のごみ箱へ投棄すること。ごみ箱がない場合は、発注者の指示する場所に投棄すること。
- (9) シンナー等の薬品を使用しなければ消去できない落書きについては、速やかに発注者に連絡すること。
- (10) 便器、取手、手摺等の水気が残ると便所の利用に支障となる箇所については、水気が残らないよう拭き取ること。

6 遵守事項

- (1) 公園利用者や近隣住民に不快感をあたえないよう留意すること。
- (2) 故障及び破損等異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 異臭等周囲に多大な迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急措置を講じるとともにその原因を調査し、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (4) 汲み取り式便所については、便槽内及び汲み取り口等が必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を散布すること。また、便槽の満杯等の汲み取りの必要性を点検し、必要と認めた場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) 受注者は、業務の実施に関し、方法等不明な点や本特記仕様書に示した以外のトラブル及び異常が発生した場合は、独断で処理することなく速やかに発注者に連絡すること。

7 報告事項

- (1) 業務の実施にあたっては、契約締結後、速やかに年間計画表を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、本業務に従事する現場責任者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、下記の書類等を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
 - ア 業務実施報告書（所定の様式による）
 - イ 月報
 - ウ 清掃確認表
 - エ 写真（写真撮影に関しては公園緑地等維持管理標準仕様書によるほか、下記のとおりとする。）
 - (ア) 便所につき月1回以上写真を撮影すること。
 - (イ) 清掃が確認できるよう作業前及び作業後の写真をそれぞれ撮影すること。
 - (ウ) 全景及び便器・手洗器の写真をそれぞれ撮影すること。
 - (エ) 上記(ウ)の写真の撮影について、便所が男性用、女性用及び多目的に分かれている場合には、それぞれ撮影すること。
 - (オ) 写真には日付を表示すること。

- 8 本特記仕様書に定められていない事項については、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならな

い。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

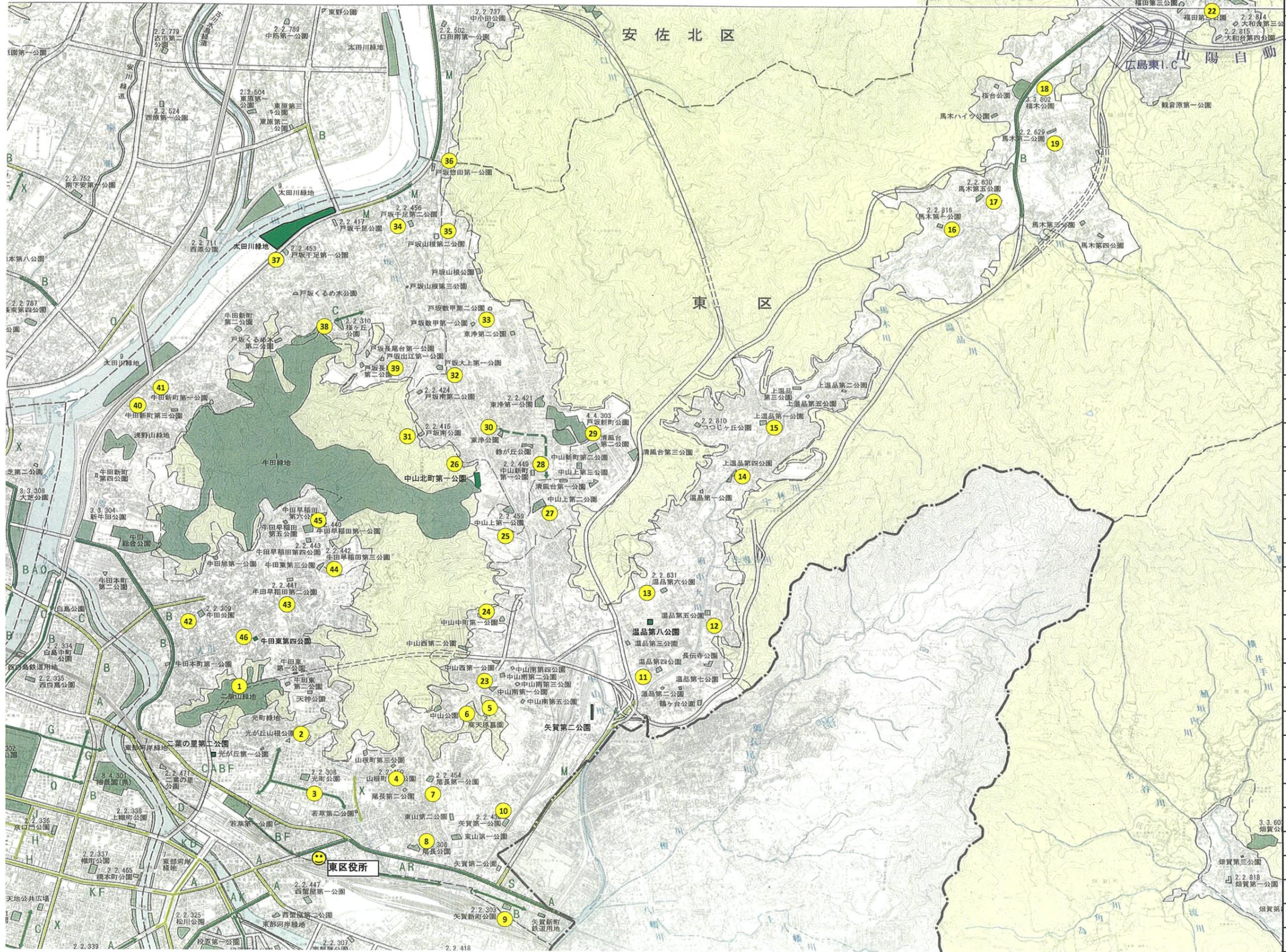
(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

公園便所清掃業務一覽表

No.	名 称	場 所	種類	便所面積 (面積)	清掃回数	
					回数(週)	延回数(年)
1	二葉山緑地	牛田南一・二丁目	水洗	2.9		156
2	光が丘山根公園	山根町32番	水洗	8.6		156
3	光町公園	光町二丁目11番	水洗	7.5		156
4	山根町第二公園	山根町17番	水洗	10.0		156
5	高天原墓園	矢賀町	水洗	9.0		156
6	高天原墓園	矢賀町	水洗	20.0		156
7	尾長第一公園	尾長西二丁目8番	水洗	7.6		156
8	尾長公園	曙町二丁目4番	水洗	9.9		156
9	矢賀新町公園	矢賀新町四丁目3番	水洗	9.9		156
10	矢賀第一公園	矢賀二丁目10番	水洗	10.4		156
11	温品第四公園	温品一丁目5番	水洗	7.8		156
12	温品第五公園	温品三丁目5番	水洗	9.0		156
13	温品第六公園	温品五丁目2番	水洗	11.4		156
14	上温品第四公園	上温品一丁目22番	水洗	11.5		156
15	上温品第一公園	上温品三丁目7番	水洗	7.6		156
16	馬木第一公園	馬木二丁目1339番地	水洗	7.8		156
17	馬木第五公園	馬木五丁目1440番地	水洗	11.5		156
18	福木公園	福田一丁目2572番地	水洗	14.6		156
19	馬木第二公園	馬木九丁目4番	水洗	7.8		156
20	福田第一公園	福田五丁目806番地	水洗	7.6		156
21	大和台第二公園	福田七丁目18番	水洗	9.0		156
22	大和台第一公園	福田七丁目32番	水洗	7.8		156
23	中山南第一公園	中山南一丁目3番	水洗	9.3		156
24	中山中町第一公園	中山中町6番	水洗	9.0		156
25	中山上第一公園	中山上一丁目1番	水洗	7.8		156
26	中山北町第一公園	中山北町	水洗	13.7		156
27	中山上第二公園	中山上二丁目19番	水洗	13.6		156
28	中山新町第一公園	中山新町二丁目4番	水洗	11.5		156
29	戸坂新町公園	戸坂新町三丁目1番	水洗	12.5		156
30	東浄公園	戸坂新町一丁目5番	水洗	7.6		156
31	戸坂南公園	戸坂南一丁目23番	水洗	5.5		156
32	戸坂大上第一公園	戸坂大上一丁目4番	水洗	11.4		156
33	戸坂数甲第一公園	戸坂数甲二丁目8番	水洗	7.8		156
34	戸坂千足第二公園	戸坂千足二丁目1番	水洗	7.6		156
35	戸坂山根第二公園	戸坂山根二丁目1番	水洗	9.0		156
36	戸坂惣田第一公園	戸坂惣田一丁目3番	水洗	9.0		156
37	戸坂千足第一公園	戸坂千足一丁目10番	水洗	7.6		156
38	桜が丘公園	戸坂桜上町7番	水洗	12.5		156
39	戸坂出江第一公園	戸坂出江一丁目番	水洗	7.6		156
40	牛田新町第三公園	牛田新町三丁目35番	水洗	14.0		156
41	牛田新町第一公園	牛田新町三丁目45番	水洗	7.8		156
42	牛田公園	牛田中二丁目3番	水洗	8.7		156
43	牛田早稲田第二公園	牛田東二丁目17番	水洗	7.6		156
44	牛田東第三公園	牛田東四丁目15番	水洗	9.0		156
45	牛田早稲田第一公園	牛田早稲田四丁目7番	水洗	7.8		156
46	牛田東第四公園	牛田東一丁目3番	水洗	10.1		156
	計			437.2		

東区内公園便所清掃業務 施行位置図



No.	公園名
1	二葉山緑地
2	光が丘山根公園
3	光町公園
4	山根町第二公園
5	高天原墓園
6	高天原墓園
7	尾長第一公園
8	尾長公園
9	矢賀新町公園
10	矢賀第一公園
11	温品第四公園
12	温品第五公園
13	温品第六公園
14	上温品第四公園
15	上温品第一公園
16	馬木第一公園
17	馬木第五公園
18	福木公園
19	馬木第二公園
20	福田第一公園
21	大和台第二公園
22	大和台第一公園
23	中山南第一公園
24	中山中町第一公園
25	中山上第一公園
26	中山北町第一公園
27	中山上第二公園
28	中山新町第一公園
29	戸坂新町公園
30	東浄公園
31	戸坂南公園
32	戸坂大上第一公園
33	戸坂数甲第一公園
34	戸坂千足第二公園
35	戸坂山根第二公園
36	戸坂惣田第一公園
37	戸坂千足第一公園
38	桜ヶ丘公園
39	戸坂出江第一公園
40	牛田新町第三公園
41	牛田新町第一公園
42	牛田公園
43	牛田早稲田第二公園
44	牛田東第三公園
45	牛田早稲田第一公園
46	牛田東第四公園